

入札告示

立川市契約事務規則（昭和 39 年立川市規則第 15 号）及び立川市公有財産売却システムを利用した公有財産の売払契約事務実施要綱（平成 26 年立川市要綱第 129 号）の規定に基づき、次のとおり市有地の売払いに係る入札を実施する。

令和 7 年 10 月 31 日

立川市長 酒 井 大 史

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度立川市インターネット公有財産売却

(2) 物件の表示、予定価格（最低売却価額）及び入札保証金

物件番号 R7-01

立川市錦町 1 丁目 391 番 294.42 m² 登記地目 宅地

予定価格（最低売却価額） 115,700,000 円

入札保証金 11,570,000 円

2 入札参加者の資格

この入札に係る立川市インターネット公有財産売却システムによる市有地売却参加要領（以下「参加要領」という。）第 2 項に示すとおり。

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の運営する KSI 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）

(2) 入札期間及び開札日時

ア 入札期間

令和 7 年 12 月 2 日（火）午後 1 時から同月 9 日（火）午後 1 時まで

イ 開札日時

令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 1 時以降

4 入札情報掲載ホームページ

KSI 官公庁オークションサイト

<https://kankocho.jp>

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 1 時からインターネット公有財産売却の情報を公開する。

5 入札の参加申込み等に関する事項

(1) 入札参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みの手続をすること。

ア 期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 1 時から同年 11 月 17 日（月）午後 2 時まで

(2) 入札参加本申込み

前号に定める入札参加仮申込みを完了した後、所定の書類等を提出すること。

ア 期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 1 時から同年 11 月 20 日（木）午後 2 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除くものとし、郵送の場合は、簡易書留郵便又は配達証明郵便に限るものとし、期間内に必着のこと。）

イ 受付時間

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（午後零時から午後 1 時までを除く。）

ウ 提出場所

立川市市長公室公共施設マネジメント課（立川市泉町 1156 番地の 9 立川市役所 2 階 50 番窓口）

エ 提出書類等

- ・立川市公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- ・誓約書
- ・住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書） ※発行から 3 月以内のもの
- ・印鑑登録証明書 ※発行から 3 月以内のもの
- ・委任状（代理人が手続をする場合又は共同入札の場合）

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札保証金を納付しなければならない。

ア 市が指定する金融機関において行う市が発行する納付書による納付

イ 市が指定する口座への銀行振込による納付

- (2) 令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 3 時までに市が入札保証金の納付を確認できない場合は、入札に参加することができない。

- (3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。また、落札者以外の入札参加者が納付した入札保証金は、全額返還する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が令和7年12月19日（金）午後3時までに売買契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属し、返還しない。

7 入札の方法

- (1) 入札は、売却システム上で入札価格を登録して行う。
- (2) 入札は、1回のみ行うことができるものとし、入札者の都合による取消し及び変更は、認めない。
- (3) 入札書の送付又は持参による提出は、認めない。

8 入札の無効

この告示に示した参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、売却システム上で入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。
- (2) 最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定に当たっては、売却システムにおける落札者のログイン ID にひもづく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約に関する事項

- (1) 売買契約の締結
落札者は、令和7年12月19日（金）午後3時までに、市と売買契約を締結する。
- (2) 契約保証金
契約締結と同時に、落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当する。この場合において、契約保証金は、売買代金の一部に充てるものとし、充当するまでの間における利息は、付さないものとする。
- (3) 契約の解除
契約に定める義務を履行しないとき若しくは義務に違反したとき又は第2項に規定する入札参加資格者の資格若しくは契約締結に必要な資格を満たしていないことが判明したときは、契約を解除することがある。
- (4) 売買代金の支払方法
売買代金は、次のいずれかの方法により、令和8年1月30日（金）午後3時までに納付すること。なお、売買代金が期日までに納付されない場合は、契約保証金は違約金

として市に帰属し、返還しない。

ア 市が指定する金融機関において行う市が発行する納付書による納付

イ 市が指定する口座への銀行振込による納付

(5) 所有権の移転及び売買物件の引渡し

売買物件は、落札者が売買代金を支払い、市が全額の納付を確認したとき、市から落札者に所有権が移転し、現況のまま引渡しがあったものとする。

(6) 施設の利活用

ア 所有権移転後の施設の利活用に当たり発生する経費は、買受人の負担とする。

イ 一定規模の開発、建築物の新築等を行う場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び各種法令並びに立川市の各種指導要綱等を遵守するとともに、各種制限及び手続を十分確認しなければならない。

(7) 契約に当たっての主な条件

ア 当該物件は、一括売却とする。

イ 契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者に該当する場合には、発見から 1 年以内かつ引渡しの日から 2 年以内に市へ通知したものに限り、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとする。

ウ 売買物件内に存する工作物等全てを含めて現況での引渡しとする。

エ 買受人は、売買物件を自ら又は権利を譲渡若しくは設定して、次に掲げる用途に供してはならない。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類するもの

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

2 条第 2 号に掲げる暴力団又は法令等の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの

(ウ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147

号）に基づく処分の対象となっている団体の事務所その他これに類するもの

オ 買受人は、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けるときは、上記(ア)から(ウ)までの規定を承継しなければならない。

- (1) 物件の引渡しは現状有姿で行なうため、入札参加者は、事前に現地で物件を確認するほか、各種法令上の諸規制、市の指導要綱等について調査・確認を行うものとする。
- (2) 入札参加者は、立川市インターネット公有財産売却ガイドライン（令和7年10月17日市長決定）、参加要領並びにこの入札に係る物件調書及び土地売買契約書その他関係書類を十分確認し、全て了承のうえで入札参加申込みを行うこと。

12 物件取得後の使用について

(1) 公序良俗の遵守

買受人は、売却物件を取得後、当該土地の管理及び処分に当たっては、売買契約を遵守し、公序良俗に反する行為をしてはならない。

(2) 近隣への配慮等

買受人は、本物件の使用に当たっては、十分な注意をもってこれを管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、買受人の責任においてこれを解決しなければならない。

(3) 隣接工作物等の復元、整備等

買受人は、本物件の使用に当たり、市有地との境界において工作物の撤去、構築等を行う際は、市の工作物等について復元するとともに、地表面の整備、舗装等について協議に応じること。

13 書類提出及び入札等に関する問い合わせ先

立川市市長公室公共施設マネジメント課公有財産活用係

（立川市役所2階50番窓口）

〒190-8666 立川市泉町1156番地の9

電話 042(523)2111 内線 2600 ファクシミリ 042(527)8074